

## 薬物使用者に対する刑の一部の執行猶予制度

（刑の個別化と一部猶予）

丸山泰弘

はじめに

### 一 薬物使用者への刑の個別化

1 近時の制度状況

2 治療的な制度の導入

### 二 刑の一部執行猶予関連法案の経緯

1 「部会」が示した方向性と経緯

2 刑の一部執行猶予制度の概要

3 制度導入の意義と問題点

### 三 制度導入にともなう諸問題

### 四 薬物政策の観点から

1 第三次薬物乱用防止五か年戦略から

2 何度も再使用する人への対応

3 窃盗や詐欺などの薬物関連犯罪への対応

4 処方箋や市販薬による依存に関連する犯罪

への対応

### 五 刑事司法の民間委託と通告義務

1 民間委託としての自立準備ホーム

2 薬物依存症と再使用の関係

3 民間団体の通告義務

むすびにかえて

## はじめに

当時の法務大臣から「被收容人員の適正化を図るとともに、犯罪者の再犯防止及び社会復帰を促進するという観点から、社会奉仕を義務付ける制度の導入の可否、中間処遇の在り方及び保釈の在り方など刑事施設に收容しないで行う処遇等のあり方等についてご意見を承りたい」として、二〇〇六年七月二十六日に被收容人員適正化方策に関する諮問第七七号が発せられ、同日開催された法制審議会第一四九回会議において、同諮問についてまず部会で審議すべき旨が決定された。

上記の決定を受けて、二〇〇六年九月二十八日に「法制審議会被收容人員適正化方策に関する部会（部会長…川端博教授）」（以下、部会という。）の第一回会議が開催された。当初は、事務当局からの諮問の経緯・趣旨説明がなされ、刑事施設の收容状況について、刑事施設の收容人員数は、過去一〇年間一貫して増加傾向にあり、收容率が二〇〇二年以降、一一・六％を下回らない状態が継続しているという現状が紹介された。この部会の議論は、刑事施設の過剰收容状態の解消による收容人員の適正化、犯罪者の再犯防止及び社会復帰の促進のためには、一「刑事施設に收容しないで処遇を行う方策」、二「いったんは刑事施設に收容した者について、適切な時期に社会復帰が期待できる形で社会内に戻すことができるような方策」、三「刑を受け終わった者に対する再犯防止・社会復帰支援制度」が考えられるとされた。

その後、第一七回部会会議（二〇〇八年一〇月七日）で具体的な法整備につながる可能性があるものとして、「保護観察の一内容としていわゆる社会奉仕活動を行う制度」と「刑の一部の執行猶予を可能とする制度」の二つに検

討対象が絞られている。

法制審議会は、刑事施設に収容された人員の適正化を視野に入れて、検討を行った部会からの報告を受け、二〇一〇年の二月に「初入者及び薬物使用者に対する刑の一部執行猶予制度」および「保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動」を加えることを法務大臣に答申をした。これを受けて、刑務所の初入者や薬物使用事犯の被告人に対し、刑期の途中で矯正施設から出し、社会で処遇を行う「刑の一部執行猶予制度」の導入と、保護観察対象者に対し、その遵守事項の一類型として、「社会貢献活動」を命ずることを可能にする制度の導入を提言する要綱（骨子）の両制度の導入を内容とする法律案が二〇一一年一月四日に第一七九回臨時国会に提出されている。その後、衆議院で継続審査がなされ、六月一日に衆院法務委員会で趣旨説明がなされるまで行われたが、二〇一二年一月一六日の衆議院解散により、衆議院法務委員会に付託されていた刑の一部の執行猶予関連法案は廃案となった。しかし、この法案は解散によって廃案とはなったものの、すでに法制審を通っており、法務省は今後も同法案を再提出する可能性は極めて高いものと考えられる。また、学術の分野においても、議論は活発に行われ、本制度は必要なものであり、好意的にとらえる論者や、逆にその注意をうながす論者もいる。

本稿で確認するように現在の状況での制度導入にはいくつかの問題が残されている。一方で、こと刑の個別化の観点から刑の一部の執行猶予制度をみれば、とくに薬物自己使用犯罪に対し、従来の反省をさせるだけの刑罰や薬物の恐ろしさを説くだけの刑罰ではない、より治療的で、より福祉的な処遇プログラムがもたらされることが期待されている。刑事司法で行う治療プログラムの意義と課題については、本論で考察をすとして、その可能性については期待が寄せられている面もあった。

そこで、本稿では、考試期間主義を用いる社会内処遇への問題意識から、以下のように検討を行う。すなわち、

単純所持および単純自己使用を主なものとする薬物使用者への刑の個別化はありえるのか、さらに、その際に問題となるのはどういったものなのか、仮に刑の個別化の有用性が確認できたとして、それが刑の一部の執行猶予によって実現が可能であるかどうか、である。

## 一 薬物使用者への刑の個別化

### 1 近時の制度状況

薬物犯罪<sup>(2)</sup>に対する制度は近年変化が見られる。たとえば、刑事施設での特別改善指導が義務化されたとの指摘がなされるようになり、<sup>(3)</sup> 社会内処遇の場面であつても特別遵守事項として薬物検査が行われるようになった。いわゆる治療行為が刑事司法の場面で強制されることが懸念される。<sup>(4)</sup> その一方で、より治療的で、より福祉的な関わりによって再使用を防止する側面も有している。

従来の日本の刑事司法過程における薬物対策では、単純自己使用者および単純所持者も含めて厳格に取締まってきた。一方、反省を促し、断薬の意思を強化させるといった処罰とは異なり、早期に伝統的な刑事司法過程から外し、薬物検査やカウンセリングなどを取り入れた認知行動療法を用いる政策も始まりつつある。諸外国においては強制的な治療を含め様々な運用がなされている。<sup>(5)</sup>

このように、ただ反省を促す処罰だけでなく、刑事司法手続の中で少しでも薬物依存症の回復に向けた制度が日本でも運用され始めたことは、薬物依存者への刑事司法手続における対応が変化している国際的な薬物政策の傾向

にも合致する。しかし、薬物検査などを取り入れた認知行動療法的な制度が始まっていることにも、いくつかの問題がある。たとえば、刑事司法過程で行う強制的な治療行為は、たとえ社会会内処遇であっても、更生保護法により、簡易薬物検査が義務化することが可能となっている。しかし、東京ルールズおよびグロニンゲン・ルールズなどから指摘されるように、対象となる人の「同意」が前提としなければならず、たとえ施設外での処遇であつても処遇が義務化される可能性があることは、そもそも問題である。<sup>(8)</sup> さらに、たとえ「同意」を前提として行われていたものでも治療プログラムは強制されるものではない。たとえば、二〇〇四年に全国規模の制度として初めて保護観察での薬物検査が導入された時は、本人の同意を前提に開始されていたが、この簡易薬物検査においても「間接強制」の問題が存在した。なぜならば簡易薬物検査を用いた社会内処遇では、仮釈放時に「同意」があるかどうか前提とされることになる。一般に、治療行為は本人の同意をもとに行われるものであるが、ここでの選択肢は、インフォームド・コンセントによるものではない。選択肢の一方が刑事収容施設であり、もう一方が社会内処遇であるならば間接的な強制が影響する。そして、簡易薬物検査を受けずに仮釈放が認められるとしても、受けないことで仮釈放審査において、何か不利益考慮されるのではないかと懸念することが予想される。

より医療的で、福祉的なかわりから刑事司法で行う治療プログラムを説明し、運用を試みても背後にある刑罰性があることで生じる影響が少なからず残ることが指摘される。

しかし、以上のことから、治療的プログラムが全面的に廃止されるべきであるとは考えられない。そうではなく、ここで指摘しているのは、「治療的」という概念で隠れようとしている、その刑罰としての側面および犯罪に対する刑事的制裁であることを忘れてはならないことである。刑事的制裁であることを前提に、各参加者の回復する権利が守られ、機会が提供されなければならないのである。<sup>(9)</sup>

一方で、薬物依存症を病気であると捉えなおし、その病気に提供される治療が必要であるとする立場からは、単純所持罪および単純自己使用罪を非犯罪化し、刑事司法外での薬物治療が提供されるべきなのではないかという指摘もありうる。たしかに、上述したように、刑事司法過程で治療を行うことの限界点が指摘され、それらを解決する方法の一つとして非犯罪化が選択肢の一つとなりうるように思われる。さらに、強制採尿との関係で単純自己使用罪を犯罪行為として置いておくことの問題点などが挙げられる。単純自己使用罪によって侵害される法益については、<sup>(10)</sup>単純所持罪の規定によつて保護を図ることができる可能性がありえ、単純自己使用罪に関しては非犯罪化の検討もなされるべきかもしれない。しかし、単純所持罪については、依然として処罰規定を置いた刑事司法の問題で取り扱う必要性があるのではないかと考える。

なぜならば、覚せい剤取締法の法律の目的は、「この法律は、覚せい剤の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、覚せい剤及び覚せい剤原料の輸入、輸出、所持、製造、譲渡、譲受及び使用に必要な取締を行うことを目的とする」としており、厚生省薬務局麻薬課は「覚せい剤の濫用は、急性中毒時における錯乱、幻覚、妄想並びに、長期的継続使用により精神的依存を発現し、次第に幻覚・妄想を主とする精神病状態を引き起こすばかりか、廃棄後も、持続型精神病状態、再燃型精神病、不安神経症候群、人格変化等の残遺症候群が残存する場合もあり、使用者自身の精神や身体を蝕み、ひいては以下の覚せい剤関連社会的障害を引き起こし、社会全体に甚大な被害をもたらすものである。本法は、こうした危害を防止するため、覚せい剤及び覚せい剤原料の輸入、輸出、所持、製造、譲渡、譲受、使用の各行為を原則的に禁止した上、研究と治療のために必要とされるきわめて限定された範囲内に限り禁止を解除するという非常に厳しい規制法性を採っている」(点線は筆者)としている。つまり、①個人的・直接的な保健衛生上の問題と、②社会的・間接的な保健衛生上の問題に対し及ぼす累積的な危害

をその内容に含んでいる。①の観点からは、より治療的な介入が求められ、②の観点からは取締の強化および社会防衛の観点から規制が求められる。これらの法益を保護するためには、単純自己使用罪におけるそれは、単純所持罪のみでも保護することも可能であると思われるが、単純所持罪については、第三者へと違法薬物そのものが譲渡されていく危険性をも含んでいると思われる。この観点からは、そのために、単純所持罪については、自己使用のためだけの所持であるのか、第三者へと譲渡があり得る所持であるのかを区別するために所持量によって規制に方法を分けるという方法が検討されるべきである。<sup>(11)</sup>この②の観点がある限り、所持罪については、刑事司法の端緒としての役割が強いと思われる。もし、そうであっても第三者への譲渡といった可能性のない、単純自己使用のような依存症が原因となつている者に関しては、より治療的な介入が行われるべきであろう。

## 2 治療的な制度の導入

上記のような法律上の問題点が残つてはいるものの、薬物政策としての動きはめまぐるしいものがある。たとえば、国家戦略としての薬物政策の代表的なものに「薬物乱用防止五か年戦略」というものがある。<sup>(12)</sup>これは、二〇〇八年に第三次戦略が開始され、ここでは、一つの方向性が示されていた。第三次戦略において、設定される基本目標は(1)「再乱用防止等に向けた行政機関及び民間団体の間の連携の強化」、(2)「組織犯罪対策の効果的な推進」、および(3)「密輸動向に応じた的確な対処」の三点であり、これまでの徹底した取締りから、乱用防止支援に重点を置くことを定めている。

こういった背景には、刑事司法手続における薬物事件の処理についての定例化の指摘<sup>(13)</sup>と、薬物事犯者の再犯率の高さの指摘<sup>(14)</sup>がある。従来の定例化された刑事手続によって、多くの薬物事犯者を逮捕、拘留、裁判、拘禁させると



いう薬物政策を見直す必要が論じられ、根本にある薬物依存症については、目を向けられず、再犯を繰り返してしまう人を多く輩出するという状態に目が向けられるようになってきた。

それらを受け、第三次戦略で基本目標の一つとして打ち出された「再乱用防止等に向けた行政機関及び民間団体の間の連携の強化」に焦点が当てられ、二〇一〇年二月に示された「薬物乱用防止対策に関する行政評価・監視―需要根絶に向けた対策を中心として―」や、同年八月に示された「第三次薬物乱用防止五か年戦略加速化プラン」においても、行政機関をはじめ、医療機関、自助グループ等民間団体が連携し、薬物依存症の治療、薬物依存者やその家族に対する支援を含めた総合的な対策が必要とされている。

行政機関、医療機関、自助グループ等の民間団体との連携を推進させることが謳われている。そのため、すでに全国の矯正施設にダルクをはじめとした民間団体が薬物離脱指導のグループワークのために活動している。この意義としては、まず、回復のモデルとして「やめられない」と考えている人に対して、現実に使用しない生活を送っている回復モデルを実際に見せることができる。つぎに、施設の中にある段階から、出所後に頼れる場所があることを知らせることができるといったことが挙げられる。

以上のように、刑事司法の枠組みの中で反省を促すだけの刑罰の執行ではなく、その犯罪類型に沿った「刑罰」のあり方が問われており、とくに薬物使用者に対する刑の個別化の必要性は高まっているように思われる。そこで、次章からは、刑の個別化が刑の一部の執行猶予制度によって満たされるのか、薬物使用者に主眼をおいて検討していくこととする。



## 二 刑の一部執行猶予関連法案の経緯

### 1 「部会」が示した方向性と経緯

冒頭でも示したように、当時の法務大臣から「被收容人員の適正化を図るとともに、犯罪者の再犯防止及び社会復帰を促進するという観点から、社会奉仕を義務付ける制度の導入の当否、中間処遇の在り方及び保釈の在り方など刑事施設に收容しないで行う処遇等のあり方等についてご意見を承りたい」として、二〇〇六年七月二六日に被收容人員適正化方策に関する諮問第七七号が発せられ、同日開催された法制審議会第一四九回会議において、同諮問についてまず部会で審議すべき旨が決定された。

上記の決定を受けて、二〇〇六年九月二八日に「法制審議会被收容人員適正化方策に関する部会（部会長：川端博教授）」（以下、部会という。）の第一回会議が開催された。当初は、事務当局からの諮問の経緯・趣旨説明がなされており、刑事施設の收容状況について、刑事施設の收容人員数は、過去一〇年間一貫して増加傾向にあり、收容率が二〇〇二年以降、一一・六%を下回らない状態が継続しているという現状が紹介されていた。この部会での議論は、刑事施設の過剰收容状態の解消による收容人員の適正化、犯罪者の再犯防止及び社会復帰の促進のためには、一「刑事施設に收容しないで処遇を行う方策」、二「いったんは刑事施設に收容した者について、適切な時期に社会復帰が期待できる形で社会内に戻すことができるような方策」、三「刑を受け終わった者に対する再犯防止・社会復帰支援制度」が考えられるとされた。

その後第一七回部会会議(二〇〇八年一〇月七日)で具体的な法整備につながる可能性があるものとして、「保護観察の内容としていわゆる社会奉仕活動を行う制度」と「刑の一部の執行猶予を可能とする制度」の二つに検討対象が絞られている。

「被收容人員適正化方策に関する部会」第一七回部会会議(二〇〇八年一〇月七日)に具体的な法整備の可能性として「社会貢献活動」と「刑の一部執行猶予」に検討対象が絞られるまでは、社会内処遇に関して、「施設内処遇及び社会内処遇をより適切に連携させることを可能とすることにより、犯罪者の再犯防止及び社会復帰を一層促進する」ことを基本として中間処遇制度や必要的仮釈放制度の検討などが行われていた。

しかし、結論として、法制審議会は、刑事施設に收容された人員の適正化を視野に入れて、検討を行った部会である「被收容人員適正化方策に関する部会」からの報告を受け、二〇一〇年の二月に「初入者及び薬物使用者に対する刑の一部執行猶予制度」および「保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動」を加えることを法務大臣に答申した。これを受けて、刑務所の初入者や薬物使用事犯の被告人に対し、刑期の途中で矯正施設から出し、社会で処遇を行う「刑の一部執行猶予制度」の導入と、保護観察対象者に対し、その遵守事項の二類型として、「社会貢献活動」を命ずることを可能にする制度の導入を提言する要綱(骨子)は、この両制度の導入を内容とする法律案が二〇一一年一月四日に「刑法等の一部を改正する法律案」および「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案」が第一七九回臨時国会に提出された。

そもそも、部会の背景となったのは、刑法犯の認知件数の増加および受刑者の平均刑期の長期化を主たる原因とした刑事施設の過剰收容問題を解決するためであり、刑事施設に收容せずに行う処遇が検討されていた。そこでは犯罪者の改善、更生および犯罪の予防といった目的を達成しつつ、被收容人員の適正化を図ることが提案された。

さらに、窃盗、薬物犯罪などの罪を犯した者は、刑事施設への再入率が高いことから、これらの罪による刑を終わった者に対しても、再犯を防止し社会復帰を支援するための措置を講じること、被收容者の人員適正化を図るべきであることも課題として議論がなされた。その後、二〇一二年六月一日に衆議院法務委員会で趣旨説明がなされるまで行われたが、二〇一二年一月一六日の衆議院解散により、衆議院法務委員会に付託されていた刑の一部の執行猶予関連法案は廃案となった。しかし、この法案は解散によって廃案とはなったものの、すでに法制審を通っており、法務省は今後も同法案を再提出する可能性は極めて高いものと考えられる。

## 2 刑の一部執行猶予制度の概要

二〇一一年の第一七九回国会に提出された「刑法等の一部を改正する法律案の概要」は以下の通りである。（下線部は筆者）

前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者等に対する刑の一部執行猶予制度を創設するとともに、保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を行うことを加える等所要の改正を行う

### ① 刑法の一部改正

- (1) 以下に掲げる者が三年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、一年以上五年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができるものとする。

ア 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者  
 イ 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その刑の全部の執行を猶予された者  
 ウ 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

- (2) 刑の一部の執行猶予の期間の起算日についての規定を設ける。
  - (3) (1)の場合においては猶予の期間中保護観察に付することができるものとする。
  - (4) 刑の一部の執行猶予の猶予期間経過の効果についての規定を設ける。
  - (5) 刑の一部の執行猶予の言渡し of 取消事由についての規定を設ける。
- ② 更生保護法の一部改正
- (1) 刑の一部の執行猶予の言渡しを受けて保護観察に付された者に対する特別遵守事項の設定手続等についての規定を整備する。
  - (2) 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察の特則についての規定を整備する。
  - (3) 保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を行うことを加える。
  - (4) 地方更生保護委員会が生活環境の調整に関与するための規定を整備する。

③ 恩赦法の一部改正

刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者に対する減刑及び刑の執行の免除についての規定を整備する。

二〇一一年第一七九回国会提出された「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案の概要」は以下の通りである。

薬物使用等の罪を犯した者について、前に禁錮以上の刑に処せられたことがあるなど、刑法上の刑の一部の執行猶予の言渡し要件を満たさない場合であっても、規制薬物等に対する依存を改善することが必要であると認められるときは、刑の一部の執行猶予の言渡しを可能とする特則を設けるとともに、その他所要の規定を整備する。

① 薬物使用等の罪を犯した者であって、刑法により刑の一部の執行を猶予することができる者以外のものが、その罪又はその罪及び他の罪について三年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、刑事施設における処遇に引き続き社会内においても規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが、刑の一部の執行猶予の言渡しを可能とする特則を設ける。

② ①に規定する者に刑の一部の執行猶予の言渡しをするときは、猶予の期間中必要的に保護観察に付するものとする特則を設ける。

③ ①に規定する者に言い渡された刑の一部の執行猶予の取消しについては、刑法上の刑の一部の執行猶予の言渡しの必要的取消事由に関する規定の一部を適用しないこととする特則を設ける。

さらに、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案の趣旨については、以下のよう  
に説明がなされている。

この法律は、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、刑事施設における処遇に引き続き  
社会内における処遇を実施することにより規制薬物等に対する依存を改善することが有用であることを鑑み、薬  
物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予  
の期間中の保護観察その他の事項について、刑法（明治四十年法律第四十五号）の特則を定めるものとする。

具体的には、どのような運用が予想されているのであろうか。部会での議論は以下のようになっている。すなわ  
ち、「例えば、現行制度で懲役二年の判決が言い渡された場合、その二年の範囲内で実刑による施設内処遇を行い、  
かつ仮釈放が認められれば、その残刑期間に限られた部分で保護観察を行うということになるかと思えます。要  
するにその処遇の枠が刑期の二年間ということになるかと思えます。これに対し、参考試案第一<sup>(15)</sup>の制度が導入さ  
れた場合に、例えば、懲役二年、うち一年が実刑、残りの一年が三年間執行猶予という判決が言い渡されま  
す、その実刑部分の一年により施設内処遇を行うことができ、さらに、残りの一年が三年間執行猶予されますの

で、その三年間、もちろん保護観察が付けばより積極的な処遇を行うことができずけれども、三年間、その執行猶予の状態に置くこととなります。そして、その三年という執行猶予の期間中、再犯等の善行保持の条件に違反したような場合においては、執行猶予が取り消されるという心理的強制を受けながら、自力更生に努めることとなりますので、そういった意味で施設内処遇と相応の期間の社会内処遇を連携させて改善更生を図ることができる<sup>(16)</sup>。」としている。

### 3 制度導入の意義と問題点

日本の現行法では、刑の一部だけを猶予することは認められていない<sup>(17)</sup>。つまり、裁判所で宣告された刑の全体の執行を猶予する全部執行猶予か、全体を執行する実刑かという選択肢しかない。部会の第一九回会議で当局は、「比較的軽い罪を犯して、現行制度で実刑が言い渡される場合と執行猶予が言い渡される場合の中間の刑責を有するとともに、一定期間の施設内処遇と相応の社会内処遇を実施することが再犯防止、改善更生に必要な者に対し、その刑責を果たせつつ、施設内処遇と社会内処遇を連携させて再犯防止・改善更生を図る<sup>(18)</sup>。」と説明する。この一部猶予について、刑の個別化や処遇の選択の可能性といった点を根拠として、好意的な判断が示されているものもいくつかある<sup>(19)</sup>。たしかに、執行猶予中の再犯については、現行法制度の下で、再度目の執行猶予は一年以下の懲役または禁錮の場合にのみ可能であるが、同制度によると、刑期が一年を超えて三年までの場合にも、刑の一部の執行猶予が可能となるが、たとえば服役期間の長期化が仮に同制度によって緩和されたとしても、監視期間は長期化し、この点は当然問題とされるべきとの指摘が妥当かと思われる<sup>(20)</sup>。

制度の賛成論者には、刑の一部執行猶予が比較的刑期が短い対象者に有意義であるとの見解が多い<sup>(21)</sup>。刑期が長期



に及ぶ受刑者の場合は、必要的仮釈放制度の導入が依然として検討されるべきであるということを前提にすると、部会で議論となった社会奉仕活動および刑の一部執行猶予は、比較的刑期が短い対象者に影響を与える可能性が高い。これらの対象者に与える影響としては、より長期間に及ぶ監視機能強化の問題と、対象とされてこなかった人へのネットワイドニングの問題が派生しうる。すでに、更生保護法でも、これまで単純執行猶予であった対象者に対し、保護観察付執行猶予を言い渡し、特別遵守事項を付することで監視機能を強化することは可能であろう。しかし、監視機能を強化した再犯防止機能ではなく、生活再建に向けた社会的援助を行うことで、その結果として再犯を防止することとなると捉える必要があるのではなからうか。

監視機能強化による再犯防止機能を前提とした保護観察制度は、刑罰的要素を付加するものとして運用される可能性が高い<sup>(22)</sup>。これは、立ち直りのための支援を提供しようとする更生保護の本来の在り方が、強制的な社会防衛の手段となるためである<sup>(23)</sup>。保護観察は、その目的を指導監督とするとともに、補導援助が加えられ、その後も、補導援助に重点をおいた保護観察を行い、遵守事項を緩和するとの規定を置くことで発展してきた。そもそも更生保護における処遇の理念は、憲法に保障された基本的人權の一般的保障としての「人格的発展の保障」、セーフティネットから排除された人の「生存権の保障」<sup>(24)</sup>および、刑事手続に関わることで生じる生活上の不利益を排除するための「刑事手続の弊害除去」などに求められる<sup>(24)</sup>。そのために、更生保護においても他の刑事手続と同様に個人の尊厳と基本的人權の保障が前提とされなければならない<sup>(25)</sup>。そこでの処遇は本人の主体性と、処遇者および本人の信頼関係に基づく援助として行われなければならない。保護観察制度は、保護観察官が指導監督を強化する「積極的な社会復帰への介入」ではなく、本人の主体性が尊重された、あくまで社会復帰へのサポートの役割として「消極的な社会復帰への介入」でなければならない。つまり、「見守り型」による保護観察こそ社会内処遇において重視され

るべきものなのである。

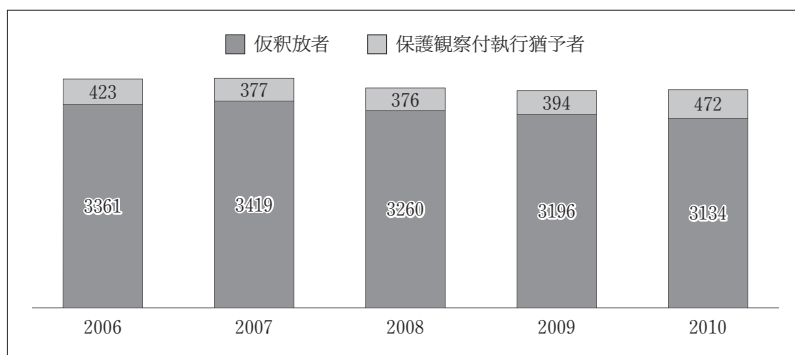
以上のことから、基本的に考試期間主義を採る刑の一部執行猶予は制度として、そもそも問題であると思われる。しかし、刑の個別化としては、薬物事犯の取扱いを従来ものから変えていくという方向性は必要であり、その方法を模索しなくてはならない。そこで、以下では、薬物自己使用者を中心として、刑事司法で行われる従来もの刑罰とは異なる治療や支援のあり方を問いながら、それが刑の一部の執行猶予制度で実現が可能であるのかということの検討を試みる。

### 三 制度導入にともなう諸問題

制度が導入されれば、どの程度の人数が対象となるのであろうか。まず、法制審議会第一六二回会議で示された「被收容者人員適正化方策に関する諮問第七七号」に関する資料の確認をしたい。図1は、法制審議会資料として提出されたものである。

法制審議会総会では、今回の「初入者に対する刑の一部執行猶予制度」の対象となる初入者で刑期三年以下の懲役または禁錮に当たる者は約一万人であるとされた。刑の一部執行猶予の要件を満たす二度以上の

図1 覚せい剤取締法違反による保護観察開始人員の推移



注) 保護統計年報による

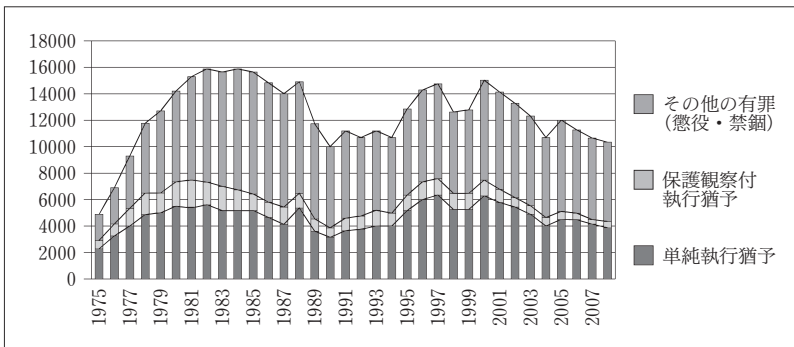
再入者は約三五〇〇人になると報告がなされている。<sup>(26)</sup>「新しい制度であり、制度として始まったら実際にどれぐらいの数の判決が言い渡されるのかがわからないが、今の数で予想できる範囲は、先の一万人と三五〇〇人で約一万三五〇〇人である」と報告している。

図 2 に示したように、覚せい剤取締法違反事件の第一審終局処理人員を確認すると、法制審議会で刑事施設の過剰収容が問題とされていた二〇〇八年においては、執行猶予も含めた有罪判決(懲役・禁錮)人員は一万一九六人であり、そのうち執行猶予判決人員は四三〇四人である。

ここ数年では、有罪判決を受ける人員の約四五%〜五五%の割合で執行猶予が認められている。

次に、保護観察付執行猶予および仮釈放の段階での保護観察の運用を確認する。図 3 では、覚せい剤取締法違反で一号ないし四号観察に付された者は約六〇〇〇人であり、これは保護観察対象者の約一三%にあたる。また、覚せい剤取締法違反で保護観察に付される者でも仮釈放による者(三号観察)が約八〇%を占めている。これらのことから現行法であっても、実際に早期に従来の刑事司法過程から外され、社会内処遇を主とした薬物犯罪対策を行うことになれば、これだけの人数が毎年関わることになるということが確認できる。

図 2 覚せい剤取締法違反における有罪確定人員(単純・保護観察付執行猶予)



注) 司法統計年報による

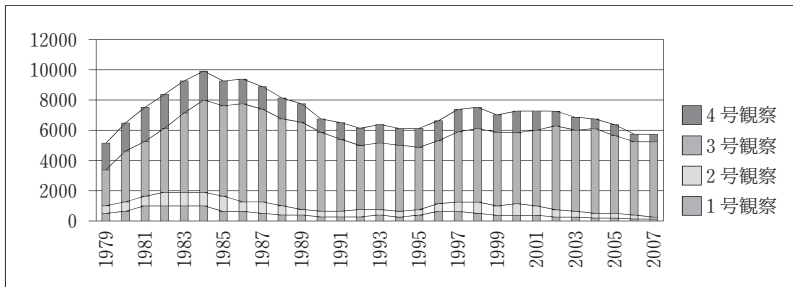
従来の仮釈放と全部執行猶予でも毎年これだけの人を対象にプログラムを行うことができるのである。とくに、必要的仮釈放制度を利用する方法が、まずは検討されるべきであると思われる。

たとえば、現行法の運用でも特別遵守事項として、薬物治療プログラムおよび簡易薬物検査を行うと、毎年これだけの人数が対象者に加わることになる。現在の保護観察対象者だけでなく、ネットワイドニングとして、これまで単純執行猶予であった対象者にも義務付けがなされる運用が行われ、図2の単純執行猶予者もこちらに含まれることになれば、さらに約四〇〇〇人がその対象となることになる。

近年の動向として、『執行猶予者保護観察法の一部改正法律』（平成一八年三月三十一日法律第一五号）により、これまで仮釈放に付された保護観察にしか付けることのできなかつた特別遵守事項を執行猶予中の対象者に対して課すことも可能になった。<sup>(28)</sup>さらに、二〇〇八年六月一日から施行された更生保護法（平成一九年六月一五日法律第八八号）によって、特別遵守事項で薬物トリートメントやプログラムなどを義務付けることが可能になり、簡易薬物検査を義務化することができるようになっている。

また、『刑事訴訟法等の一部を改正する法律』（平成一六年五月二八日法律第六二号）が二〇〇六年一〇月二日から施行され即決裁判手続が行われるようにな

図3 覚せい剤取締法違反の保護観察対象者数（新受人員）



注) 保護統計年報による

った。<sup>(29)</sup>この即決裁判手続では、判決は原則として即日と言渡され(刑事訴訟法三五〇条の一三)、判決で懲役または禁錮の言渡しをする場合は、その刑を執行猶予にしなければならない(同法三五〇条の一四)。これらの法改正にもない、薬物の単純所持や自己使用については、簡略化された手続で裁判が終結し、簡易尿検査の定期的受診などの特別遵守事項を付した、ある種のダイバージョンを行う制度的基盤が整っている。

今の保護観察制度でさえ、保護観察官の数が足りずに補導援護から指導監督の側面が強くなっていることが指摘されている。そうであるにもかかわらず、さらに対象者が増えることで、簡易薬物検査だけを機械的に行い再使用者を再収容していくという運用がなされる可能性が高い。つまり、監視機能だけを重視した保護観察となることが懸念される。そういった問題を解消するためには、保護観察官そのものの数を大幅に増やし、一人ひとりが向き合える制度へと充実をさせていくか、刑事司法で行うことを民間回復支援施設に委託することでしか、毎年増え続ける対象者に対応することができない。現実的には、後者の民間委託に流れる可能性が高く、ダルク<sup>(30)</sup>をはじめとする民間への依存が容易に予想される。しかし、矯正施設での限界を認め、保護観察官が行うよりも民間への委託をする方が効果が高いと考えているのであれば、なぜ、長期に刑事司法が関わるのかに疑問が生じる。もともと、問題なのは、機械的に薬物検査を用いた結果だけを民間団体に報告させるという運用があり得るということである。これでは、司法福祉が注目される昨今において、福祉を行う団体は、刑事司法の下請けでしかなく、本来あるべき福祉の姿ではないように思われる。<sup>(31)</sup>

また、別の観点からも民間に委託することの問題点がある。それは女性のための回復施設が日本において圧倒的に足りていないということである。これによって、裁判官が女性のための施設が足りないために女性への一部執行猶予を行えないことがある。これでは、公平性と一貫性を失することになるために、男性への一部執行猶予も

活用しないことがありえる。こういった運用が理論上は、あつてはならないが、社会での受け皿が不足していることを懸念した判決も現実<sup>32)</sup>に起きている。

以上のように、いずれにしても、従来の全部執行猶予の運用と必要的仮釈放の活用で対処できない問題が見えてこない。比較的短期間で逮捕、裁判、収容、釈放を繰り返す薬物事犯者への仮釈放では、刑事司法が関われる時間が短期であるために、より長期に関われる猶予期間が必要であるとの指摘がなされるかもしれないが、社会生活を崩さないために、早期に刑事司法手続きからダイバートさせ、社会内での生活を行いながら、民間に委託しながらやるのであれば、関われる期間が短いとする意見では不十分かと思われる。

#### 四 薬物政策の観点から

##### 1 第三次薬物乱用防止五か年戦略から

前述の繰り返しとなるが、第三次戦略において、設定される基本目標は(1)「再乱用防止等に向けた行政機関及び民間団体の間の連携の強化」、(2)「組織犯罪対策の効果的な推進」、および(3)「密輸動向に応じた的確な対処」の三点を取上げ、これまでの徹底した取締りから、乱用防止支援に重点を置くことを定めている。

こういった背景には、刑事司法手続における薬物事件の処理についての定例化の指摘と、薬物事犯者の再犯率の高さの指摘がある。つまり、従来の定例化された刑事手続によつて、多くの薬物事犯者を逮捕、拘留、裁判、拘禁させるといふ薬物政策を見直す必要が論じられ、根本にある薬物依存症については、目を向けられず、再犯を繰り返

返してしまう人を多く輩出するという状態に目が向けられるようになってきた。

しかし、上記でも検討したように、現在の保護観察下で行われるであろう薬物政策は、薬物検査だけを使用した監視機能強化か民間への丸投げになる可能性が高い。以上のように刑の一部執行猶予制度に関しては反対の立場を示してきた。しかし、以下では、治療的観点や福祉的観点からの刑の個別化としての運用で一部の執行猶予制度を活用するとすれば、以下のようないくつかの利点も生じうる可能性もあるように思われる。ただし、それら可能性があり得るとしても、やはり現在予定されている刑の一部の執行猶予制度では限界があることを確認していきたい。

## 2 何度も再使用する人への対応

そもそも刑事施設の被收容人員の適正化を図り、再犯防止および社会復帰を促進する観点から被收容人員適正化方策に関する諮問が発せられ部会が開催されている。刑法犯の認知件数の増加および受刑者の平均刑期の長期化を主たる原因とした刑事施設の過剰收容問題を解決するために、刑事施設に收容せずに行う処遇が検討されていた。そこでは犯罪者の改善、更生および犯罪の予防といった目的を達成しつつ、被收容人員の適正化を図ることが提案された。さらに、窃盗、薬物犯罪などの罪を犯した者は、刑事施設への再入率が高いことから、これらの罪による刑を終わった者に対しても、再犯を防止し社会復帰を支援するための措置を講じることで、被收容者の人員適正化を図るべきであることも課題として議論がなされている。つまり、過剰收容状態緩和のために始まった議論であるので、矯正施設に大きな要因を与えている人をより効果的な処遇を行う必要があると思われる。

そこで、図4を確認してみると、初犯者は減少傾向にあり、むしろ二度目や五度以上入所している人が増加傾向にある。初犯者や二度目の收容者だけでなく、五度以上入所している人も含め、すべての薬物使用等犯罪を対象と



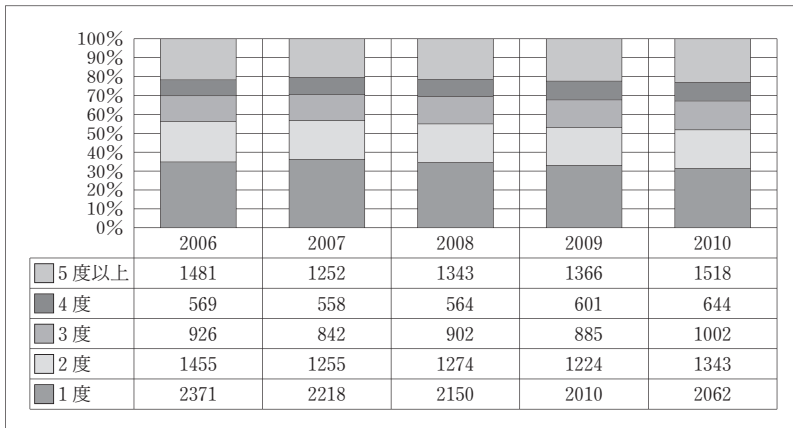
すべきである。執行猶予中の再犯であっても、何度も対象にすることができるとはなからうか。

### 3 窃盗や詐欺などの薬物関連犯罪への対応

つぎに、薬物に関連した別類型の犯罪を行っていても、薬物使用に関連した犯罪であれば、薬物に起因する犯罪であるとして、一部執行猶予制度の対象犯罪として処理を行う。たとえば、具体例としては、薬物依存状態にある人が薬物ほしさに窃盗を行った場合などである。さらに、前回の逮捕時には、薬物関連犯罪以外の罪で入所または執行猶予されたことがあっても、今回は何かしらの薬物が関連しているのであれば、薬物使用等犯罪として処理することで、前回は執行猶予または禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、何度も執行猶予で処理することは可能であるように思われる。たとえば、具体例としては、窃盗罪で執行猶予中の者が規制薬物使用を行った場合などである。

上記に示した法律案では、「薬物使用等の罪を犯した者であつて、刑法により刑の一部の執行を猶予することができる者以外のものが、その罪又はその罪及び他の罪について三年以下の懲役又

図4 入所受刑者の入所度数別人員（覚せい剤取締法違反）



注) 矯正統計年報による

は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、刑事施設における処遇に引き続き社会内においても規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが、刑の一部の執行猶予の言渡しを可能とする特則を設ける。」としている。つまり、薬物が関連する犯罪であれば、従来の執行猶予および新設予定であった薬物以外の犯罪の執行猶予の対象以外の者が、薬物使用等の罪を犯した者である場合に、その罪またはその罪および他の罪について三年以下の懲役または禁錮の言渡しを受けた場合として適用するのである。たとえば、アメリカなどで展開されている薬物専門裁判所（ドラッグ・コート）では、薬物に起因して引き起こされた関連犯罪を薬物関連犯罪として治療の対象としている。

#### 4 処方箋や市販薬による依存に関連する犯罪への対応

いわゆる脱法ハーブのように法律による規制と新たな薬物の登場はイタチゴッコのように展開されているが、そもそも薬物依存症の問題は法律によって規制されているか、されていないかだけの問題ではない。現実には、処方箋薬による依存症や、市販薬による依存症の人も少なからずおり、これが原因となって起こされた窃盗事件や詐欺事件も少なくない。では、刑の一部の執行猶予制度の導入によって、上述の観点から、規制薬物ではない薬物に起因する別の犯罪についても対応が可能だろうか。これについては、法律案では「規制薬物等」の定義として、いわゆる薬物五法によって規制されている薬物とされていたために、この運用は現状では難しいと思われる。

一方で、薬物乱用防止五か年戦略では、いわゆる啓発活動を重んじた第一次予防が重要である旨の指摘されている。現在の、一次予防は、未使用者への啓発活動を行うだけの活動となっているが、本来の一次予防とは、覚せい剤が怖いというイメージで初期の使用を止めるという啓発活動だけでなく、重複障害からの薬物使用や処方箋など

のオーバードーズからの覚せい剤使用の問題にも取組み、規制薬物の初期の使用を防ぐ活動をするというのも「第一次予防」の役割として重要であると考える必要がある。法律案のように、薬物五法によって規制されている薬物だけに限らない薬物による犯罪の問題にも取り組むべきであろう。

## 五 刑事司法の民間委託と通告義務

### 1 民間委託としての自立準備ホーム

上記のように、たとえ有益な運用がありえらしたなら、たとえば関連犯罪を再度の執行猶予で対応する、五度以上の薬物事犯者であっても再度執行猶予にするといった運用をし、恩赦の利用によって長期の介入を招かないとすれば一定の意義があるかもしれない。刑事施設などに収容せずにダルクなどの民間による回復施設でプログラムを実施できることには意義があるように思われる。このように、非拘禁的措置を前提とした刑の個別化の可能性は検討されるべきであると思われる。しかし、現在の保護観察的な運用では、これら福祉を行うべき民間団体が刑事司法の下請けとして利用されることで、規制薬物再使用の通告、または、逃走などの遵守事項違反の通告などが課されることとなってしまう。

この懸念については、すでに、政府の方針として「新成長戦略」（二〇一〇年六月一八日閣議決定）から、「再犯防止のための刑務所出所者等の社会復帰支援事業の維持・強化」の事業の一つとして、「緊急的住居確保・自立支援対策」<sup>33</sup>が行われたことによる民間施設での問題から見えてくるかと思われる。法務省が二〇一一年より行うこの事

業は、行き場のない刑務所出所者等の帰住先・定住先を確保するために、これまで更生保護施設が中心となり、国の委託を受けて収容保護し、社会生活に適応させるための生活指導等を行ってきたが、更生保護施設だけでは補いきれない数の刑務所出所者等が多数存在するために、民間の施設に依頼をし、引受け先の確保を始めたものである。とくに、NPO法人などが管理する施設の空きベッドなどを利用したもので、これらの施設は「自立準備ホーム」と呼ばれる。あらかじめ保護観察所に登録をしておき、保護が必要なケースについて、保護観察所から事業者に対して、宿泊場所、食事の提供とともに、生活指導などが依託されるのである。これに、各地のダルクをはじめとした民間福祉団体が協力するようになってきた。ここでは、法務省からの引受先として、契約を結ぶ際に更生保護施設と同等レベルで通報の義務が求められているのである。すでに始まっている民間団体の刑事司法への取り込みがある中、刑の一部の執行猶予が開始され、従来の保護観察では補いきれない数の対象者が、このように民間に委託されるものと思われる。

## 2 薬物依存症と再使用の関係

ドラッグ・コートでは、薬物の再使用について、回復の過程に起こりうる行動であることを前提にしている。刑事司法や民間支援団体などの薬物検査によるモニタリングがなされることが挙げられているが、そもそもその前提として、一度や二度の再使用が確認されたからといって治療プログラムが終了することはない。その理由としては、認知行動療法的な関わり方を重視するからであると考えられる。つまり、再使用したことよりも、どのような状態のときに、なぜ使用に至ったかを検討することで、次はどのような状況にならないよう行動するためである。<sup>(34)</sup>

そういった前提を抜きにした民間委託では、高度に監視強化がされた刑事司法的運用がなされる可能性が高い。

再使用も薬物依存症の治療過程には普通に起こり得る行動であるという観点が重要となる。たしかに、回復過程に再使用が絶対に必要なものとはまでは言えないが、再使用は起こりうる行動であるとの認識が必要となる。その際に、医療従事者が再使用があることで治療行為を中止させ手放すことの方が問題であると思われる。たとえば、糖尿病の人が医師の指示に従わなかった場合や高血圧の人が医師の指示に従わないということが起こりうると思うが、その際に医療行為を放棄することはありえない。

認知行動療法で重要なのは、トライ・アンド・エラーの繰り返しであり、薬物を使用せずに生活ができるようにしていくものである。再使用はむしろ回復過程への途中段階であると考えられている。こういった治療行為の一環として、医療の問題を踏まえて考えることで、数回の再使用は医療上起こりうる行為であり、理論上は、医療の守秘義務等を加えて、支援者は通報することを回避できたとしても、保護観察の一環として行われることによって生じる問題がある。それが、遵守事項違反の通告であろう。

### 3 民間団体の通告義務

違法薬物の再使用など新たな犯罪が生じたことによる通告でなくても、保護観察期間中であれば、逃走などの遵守事項違反によって再収容されることがありうる。仮釈放や執行猶予の受け皿としてダルクが利用される問題点としては、更生保護施設と同等の義務が課されたり、来るもの拒まず去る者負わずというセルフヘルプのスタイルで成り立つダルクそのものの存在意義に関わる問題が生じる。つまり、保護観察中であるならば、再犯でなくても逃走などにより遵守事項違反となり、再収容となる。

また、セルフヘルプ性の混乱の問題としては、一部執行猶予執行猶予や仮釈放でダルクに來ているメンバーと満

期釈放で来ているメンバーが混在する問題や、まったく刑事司法にかかわらずに来ているメンバーとが同じミーティングを同じモチベーションで受けることができるかといった問題も生じてくるであろう。

### むすびにかえて

以上のように、刑の個別化として従来の刑罰形態とは異なる運用によって各犯罪への刑事政策的取組を行っていることには、意義があるのかもしれない。しかし、それが刑の一部の執行猶予制度で可能となるかどうかは疑わしい。刑の一部の執行猶予は、従来の裁判官によって言い渡される刑期の限界を超えて長期に介入することをもちしうる。運用次第では、民間施設を利用した長期の監視の導入とつながり、果てには保安処分へとつながる危険性があることも注意が必要であろう。より治療的であることや、より福祉的であることを理由に行われる長期の介入であっても、それが刑事司法である時点で、背景に刑罰性を帯びている介入であることを忘れてはならないように思われる。

(1) 拙稿「社会内処遇の新たな方向性―薬物事犯者を中心に―」『龍谷法学』第四三巻一号(二〇一〇年)一七六―二〇八頁。

(2) 日本の薬物犯罪は、減少傾向にあるといっても覚せい剤取締法違反者が全体の約八割を占めており、さらに、その中で営利目的などではない単純自己使用罪と単純所持罪で九割近くを占めている。そこで、本稿では「薬物犯罪」について、「単純自己使用罪」および「単純所持罪」を主として取り扱う。

(3) 名取俊也「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の概要」(『ジュリスト』第一二九八号、二〇〇五年)一一―二四頁、川出敏裕「監獄法改正の意義と今後の課題」(『ジュリスト』第一二九八号、二〇〇五年)二五―三四頁。義務化することへの反対論者として、土井政和「社会復帰のための処遇」菊田幸一・海渡雄一編著『刑務所システム再構築への指針』(日本評論社、二〇〇

七年）八一頁、石塚伸一「戦後監獄法改正史と被收容者処遇法と改革の到達点としての受刑者の主体性」〔法律時報〕第八〇巻九号、二〇〇八年）五五～五六頁など。

(4) 拙稿「刑事司法における薬物依存者の強制的処遇について」『龍谷大学矯正・保護研究年報第五号』（現代人文社、二〇〇八年）七二～八六頁。

(5) 染田恵「犯罪者の社会内処遇の探求と処遇の多様化と修復的司法」〔成文堂、二〇〇六年〕一四〇～一八五頁。法務総合研究所研究部報告三四「薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者の処遇に関する研究」オーストラリア、カナダ、連合王国、アメリカ合衆国」〔二〇〇六年〕を参照。

(6) 認知行動療法とは、「認知（物事の考え方や受け止め方など）」は、感情や行動に影響力をもっており、認知の過程を変えることで行動や感情を変化させようということを原理として、対象となる人の気分、感情、行動および認知を自分でコントロールできるようにする方法を手助けする行動療法である。小山和己「認知行動療法の基礎知識（第一回）基本的な考え方」〔刑政〕一一九巻六号、二〇〇八年）一〇二～一〇八頁、福永瑞恵「認知行動療法の基礎知識（第二回）アセスメントと心理教育」〔刑政〕一一九巻七号、二〇〇八年）九八～一〇三頁、外川江美「認知行動療法の基礎知識（第三回）認知のゆがみの修正」〔刑政〕一一九巻八号、二〇〇八年）一〇六～一一一頁、黒川潤「認知行動療法の基礎知識（第四回）認知のゆがみの修正」〔刑政〕一一九巻九号、二〇〇八年）九四～九九頁、門本泉「認知行動療法の基礎知識（第五回）行動の学習」行動に焦点を当てる」〔刑政〕一一九巻一〇号、二〇〇八年）一〇〇～一〇六頁、下山晴彦「今、なぜ認知行動療法か」下山晴彦編『認知行動療法と理論から実践的活用まで』〔金剛出版、二〇〇七年〕一三～一九頁。

(7) 紙幅の関係上具体的な検討は省略するが、「同意」を前提にした制度であっても間接強制としての問題とそこから派生する諸問題がある。詳しくは、拙稿（注四）七二～八六頁および拙稿「刑事司法における薬物依存症の治療とドラッグ・コート政策の展開と諸問題」『龍谷法学』第四二巻三号（二〇一〇年）七三四～七六三頁。

(8) 一九九〇年に採択された「非拘禁措置に関する国連最低基準」（東京ルールズ三、四）は、「犯罪者に一定の義務を課す非拘禁措置については、正式手続・裁判の前あるいは、その代替として適用されるものであって、犯罪者の同意が必要である」とし、一九八八年の国際刑務財団によって策定された「自由の制限を含む非拘禁措置および非拘禁措置のための最低基準」（グロニンゲン・ルールズ第九）においても対象となる人の「同意」が要求されている。正木祐史「社会的援助の理論と課題」刑事立法研究会



- 編『二世紀の刑事施設』(日本評論社、二〇〇三年)一一四～一六頁など。
- (9) 治療的で、福祉的なアプローチがとられることで生じる諸問題として、拙稿「薬物乱用防止五か年戦略の成果と課題」治療化・福祉化の先にあるもの』『現代思想』第三八巻一四号(青土社、二〇一〇年)二〇九～二七頁。
- (10) 厚生省薬務局薬務課「覚せい剤取締法」古田佑紀・齊藤勲『大コンメンタールII薬物五法』(青林書院、一九九六年)一三頁における「第一章総則」を参照。
- (11) たとえば、ドイツでは大麻などのソフトドラッグに関して、自己使用目的での少量所持については、連邦憲法裁判所によって刑事訴追の免除の可能性が示され、後にドイツ麻薬罪法第三条aにおいて具体化されている。金尚均『ドラッグの刑事規制』薬物問題への新たな法的アプローチ』(日本評論社、二〇〇九年)一三三～一七頁。
- (12) 一九九七年に内閣総理大臣を本部長とした「薬物乱用対策推進本部」を内閣に設置され、一九九八年には「薬物乱用防止五か年戦略」が、二〇〇三年には「薬物乱用防止新五か年戦略」が策定された。現在は、二〇〇八年に「第三次薬物乱用防止五か年戦略」(以下、第三次戦略という。)が策定され、薬物乱用の防止に向けてあらゆる組織で取り組みが行われている。
- (13) 石塚伸一「薬物裁判の二極化と画一的処理」薬物事件処理に関する体験的雑感(提言の若干)』『龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報』第五号(日本評論社、二〇〇八年)八七～八八頁。裁判実務では、「非営利目的や単純所持などの初犯者に対して、懲役一年六月執行猶予三年、再犯は懲役二年の実刑」というのが定型化されているのではないかと指摘する。
- (14) 拙稿「日本の薬物問題の現状」石塚伸一編著『日本版ドラッグ・コート』処罰から治療へ』(日本評論社、二〇〇七年)三〇～三三頁。覚せい剤事犯の検挙人員は、近年減少傾向にあるが、再犯率が一〇年前は約五〇%前後であったのに対し、近時は約五五%前後になっている。さらに、再入受刑者として薬物事犯者を見ると、再入受刑者の中で前回の受刑理由が規制薬物の取締法違反によって受刑した者が、再度規制薬物の取締法違反によって再入した者は、一九八七年以降七〇%を超えていることから同一罪種を繰り返す人がいることが指摘される。
- (15) 第一八回部会会議で刑の一部の執行猶予制度に関する参考試案が示されている。http://www.moj.go.jp/content/000002154.pdf
- (16) 第一九回部会会議議事録二頁。http://www.moj.go.jp/content/000003855.pdf
- (17) 現行の刑法第二五条以下は、裁判所が刑を宣告する場合に、情状により刑の執行を一定期間猶予し、猶予期間を無事に経過し

たときは、その刑を執行しないこととする制度であり、その一部だけを執行し、残りの一部を猶予するという制度ではない。

(18) 部会第一四回会議議事録八頁。

(19) 今井は、刑事政策の基本原理から正当化されるべきであり、かつそれが可能な制度であるとする。今井孟嘉「刑の一部執行猶予」『刑事法ジャーナル』二三号（イウス出版、二〇一〇年）一三頁。神および青木は、社会復帰が促進され、結果として再犯防止効果も得られる制度として歓迎すべきであるとしている。神洋明・青木和子「刑の一部執行猶予制度導入について」弁護士の立場から『刑事法ジャーナル』二三号（イウス出版、二〇一〇年）三八～三九頁。太田は考試期間主義の立場から、一部執行猶予は考試期間主義を採る場合の仮釈放と似た効果を有すると指摘し、従来の満期釈放よりむしろ被害者や国民感情としても理解を得やすいとしている。太田達也「刑の一部執行猶予と社会貢献活動」『刑事法ジャーナル』二三号（イウス出版、二〇一〇年）二〇～二七頁。永田は行為責任や行為者の事情に合わせた、よりきめ細やかな量定を行うことができるようになると指摘する。永田憲史「刑の一部執行猶予制度導入による量刑の細分化」刑の執行猶予の存在意義の観点からの考察『刑事法ジャーナル』二三号（イウス出版、二〇一〇年）四六～四七頁。

(20) 井上宜裕「刑の一部執行猶予」制度概要とその問題点『刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』（現代人文社、二〇一二年）一六七頁。

(21) 考試期間主義を主張する太田も短期自由刑に対する仮釈放期間が短いことで支援が不十分なることを理由に必要な仮釈放を否定している。太田達也「仮釈放と保護監察期間」残刑期間主義の見直しと考試期間主義の再検討『研修』七〇五号（二〇〇七年一〇頁）。

(22) 土井政和「更生保護制度改革の動向と課題」有識者会議提言と更生保護法案を中心に『刑事立法研究会編『更生保護制度改革のゆくえ』犯罪をした人の社会復帰のために』（現代人文社、二〇〇七年）九頁。

(23) 土井（上掲・22）九頁。

(24) 刑事立法研究会社会内処遇班「更生保護法要綱試案」『龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報』第五号（現代人文社、二〇〇八年）一一三頁。

(25) 社会内処遇班（上掲・24）一一三頁。

(26) 法制審議会第一六二回会議議事録、九頁。http://www.moj.go.jp/content/000036301.pdf

(27) 一号観察は少年審判の保護処分としての保護観察、二号観察は少年院を仮退院した者に本退院までの期間課されるもの、三号観察は刑事施設を仮釈放された者が受けるもの、四号観察は保護観察付執行猶予判決を受けた者を対象としている。一号観察とは、保護処分として保護観察を受けた少年に対するものである(少年法二四一条一項一号、更生保護法四八一条一項一号)。二号観察とは、少年院を仮退院した者に対するものである(更生保護法四八一条一項二号)。三号観察とは、仮釈放者に対するものである(更生保護法四八一条一項三号)。五号観察とは、執行猶予者に対するものである(刑法二五一条の二・一項、更生保護法三三一条一項四号)。ちなみに、保護観察は五号観察(婦人補導院を仮退院した者に対して行われる保護観察)も制度上存在するが、今日ではほとんど使われていないために、実質的に運用されているのは一、四号観察までの保護観察である。

(28) 執行猶予者保護観察法第五条の二及び三。

(29) 刑事訴訟法三五〇条の二以下。この法律により、死刑または無期もしくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たたる事件以外のものについて、事案が明白であり、かつ軽微であつて、証拠調べが速やかに終わると見込まれる事件につき、被疑者の同意があれば、即決裁判手続が行われることになる。同法三五〇条の二「検察官は、公訴を提起しようとする事件について、事案が明白であり、かつ、軽微であること、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公訴の提起と同時に、書面により即決裁判手続の申立てをすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たたる事件についてはこの限りでない。②前項の申立ては、即決裁判手続によることについて被疑者の同意がなければ、これを行うことはできない。」

(30) 薬物依存者の回復および支援を目的とした民間初のリハビリセンターであるダルク (Drug Addiction Rehabilitation Center : DARC) の創設者である近藤恒夫氏は、二〇〇九年に世間の注目を集めた酒井法子氏が覚せい剤を使用した事件に向けたコメントとして次のように述べている。「彼女(酒井氏)は『反省』や『心に誓う』と言っていたが、反省や決意などの意志の力で断ち切れるものではない。家族の愛でもどうしようもない。」とし、覚せい剤はやめるのではなく、やめ続けなければならないと指摘する。近藤恒夫『拘置所のタンポポク薬物依存再起への道』(双葉社、二〇〇九年) 一六～二〇頁。

(31) 拙稿「非拘禁的措置の担い手と関連機関ネットワーク」地域生活定着支援センターを中心に」刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』(現代人文社、二〇一二年) 二六三～二八二頁。

(32) 二〇一二年七月三〇日に大阪地裁は、広汎性発達障害の一つであるアスペルガー症候群の被告男性に対し、受け皿が無いこと

を理由の一つとし、「社会内にこの障害に対応できる受け皿が用意されていない現状では再犯の恐れが強く心配される」、「許される限り長期間刑務所に収容（中略）することが社会秩序の維持にも資する」とし、求刑を上回る懲役刑を言い渡している。

(33) 法務省ウェブページ「行き場のない刑務所等の出所者等の住居の確保」[http://www.moj.go.jp/hogo1/sounmu/hogo02\\_00029.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/sounmu/hogo02_00029.html)（二〇一二年二月末日）

(34) たとえば、金曜日の夜に再使用が認められたら、金曜日の夜は家族や薬物との関わりがない友人と過ごすように心がけることであったり、金曜の夜にはグループカウンセリングに参加するようにすることにするとといったように、その次の再使用をどのように防ぐのかを考えるためのエラーの一つであると考ええる。